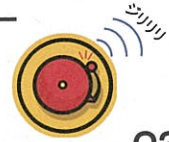


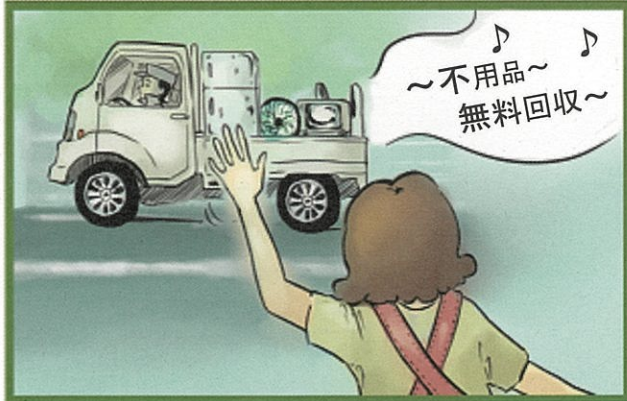


消費者注意報



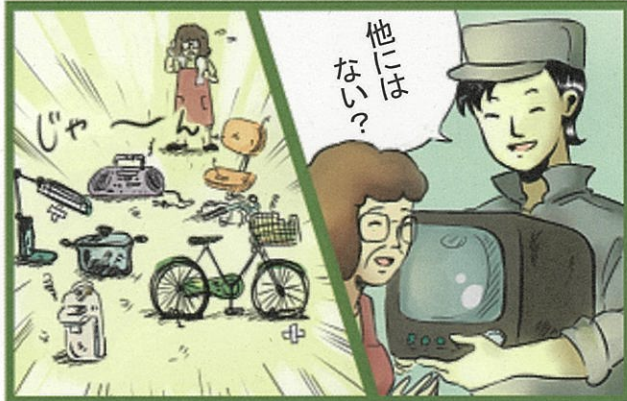
case.4

処分方法は大丈夫？ 不用品回収サービスに注意！



違法な不用品回収業者かも・・・!?

家庭から出る廃棄物を回収するには「一般廃棄物収集運搬業の許可」又は「市町村の委託」が必要です。産業廃棄物処理業や古物商の許可では回収できません。トラックを使った巡回型や、チラシの配布型不用品回収は無許可の可能性もありますので注意が必要です。

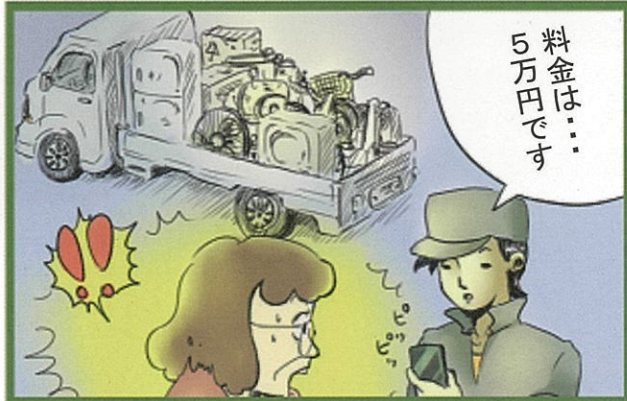


違法業者に回収を依頼すると なにが問題なの？

回収された廃家電や粗大ゴミが不法投棄されたり、適切な環境対策を行わず廃家電を破壊することでフロンガスや鉛などの有害物質が放出されたりします。

また、廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火等の危険もあります。

違法業者に回収を依頼すると環境汚染につながることもあります。



一旦回収をお願いした商品を 取り戻し、返金してもらえる？

無料と思って呼び止めたら、後で有料と言われ断われずに支払ってしまった。さらに領収書が渡されず、トラックの側面に屋号や連絡先の記載がないという事例が報告されています。

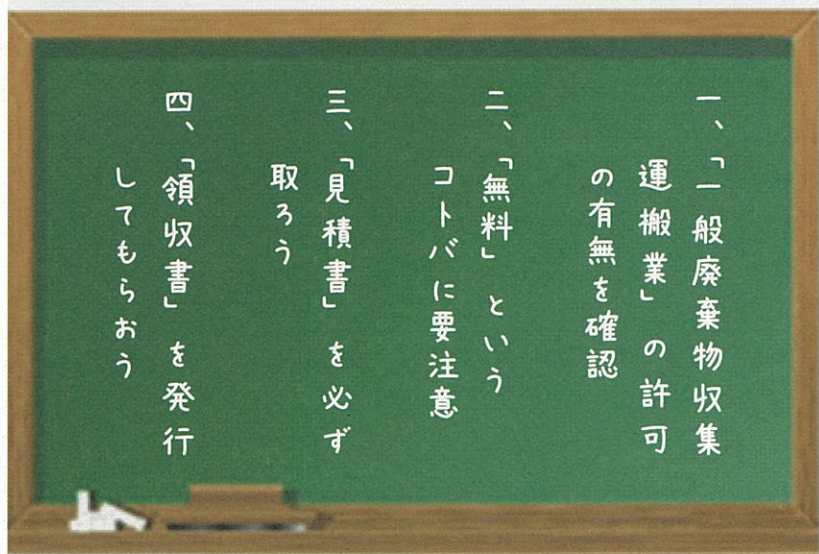
業者の特定ができないため商品の取り戻しや返金が困難な場合もあります。



ご相談はお近くの消費生活センターへ



不用品回収サービスの利用 ここがポイント！



- 一、「一般廃棄物収集運搬業」の許可の有無を確認
- 二、「無料」というコトバに要注意
- 三、「見積書」を必ず取ろう
- 四、「領収書」を発行してもらおう

家庭のいらなくなった家電製品はどうしたらいいの？

＜廃棄物の減量、資源の有効利用のために＞

- **テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機**
家電リサイクル法の対象でリサイクル料金と収集運搬料金が必要です。お住まいの市町村や家電販売店に確認しましょう。
- **電気・電池で動く小型家電(ゲーム機、電気カミソリ、ACアダプタなど)**
小型家電リサイクル法により市町村や協力小売店で回収が始まっています。市町村により回収品目が異なるので確認しましょう。



※再利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類、古い繊維)のみの収集・運搬・処分には許可は不要です。

不安なときは
まずお電話を！

消費者ホットライン	188 (いやや!)
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)	
京都府消費生活安全センターくらしの相談	075-671-0004
高齢者消費生活ホットライン	075-671-0144
消費生活土日祝日電話相談 (緊急のみ)	075-257-9002